

夏祭り、イベントに行こう



おのみち 住吉花火まつり

日時 8月7日(土)19:30~21:30
※荒天時は翌日順延
場所 尾道水道



●市営駐車場休業

まつり当日は、次のとおり市営駐車場を休業します。

場所・休業時間

◎市役所南駐車場 終日

◎久保駐車場 18:00~23:00

※この時間内の出入りはできません。荒天時は翌日順延

<注意事項>

◎市役所南駐車場について

花火見物する場所として開放させていただくのは、8月7日(土)午前0時からとなります。それ以前に駐車場内に置かれている物(敷物等)は撤去します。

◎久保駐車場について

上記の時間帯は車両が出入りできないほか、駐車場をご利用の人も18:30~花火終了(21:30予定)の間は、駐車場内に立ち入りできません。

☎総務課(☎0848-25-7332)

●千光寺山ロープウェイ運行延長

まつり当日は、22:00まで延長して運行します。

☎観光課(☎0848-25-7185)

千光寺山ロープウェイ事務所(☎0848-22-4900)

●おのみちバス臨時便運行

往路 16:00~20:00頃 復路 20:00~22:00頃

※花火が中止の場合は翌日

運行予定路線

市内本線(東尾道⇄山波⇄長江口、登山口⇄尾道駅前、平原台⇄神田⇄尾道駅前)、市民病院線、尾道大学線、新駅線、三美園線、如水館線

※運行時刻など、詳しくは8月2日(月)以降に主要停留所等に掲示します。

☎おのみちバス(株)(☎0848-46-4301)

●おのみち住吉花火まつり きれいなまつり事業 ~ごみの分別回収にご協力ください~

ごみの持ち帰り・ごみ分別回収ステーションへの持ち込みにご協力をいただき、ごみのポイ捨てや路上放置などをしないようお願いいたします。

○ごみ分別回収ステーション

設置時間 まつり当日の17:00~22:30

設置場所 尾道駅前、尾道駅前ベルポール広場(駅前緑地)、尾道市役所公会堂前、ゆとりの広場、尾道渡船尾道側乗場付近

【ごみ分別回収ボランティア募集】

まつり当日のごみの分別回収や翌日の周辺清掃に参加いただけるボランティアを募集しています。

活動日時 8月7日(土)17:00~22:30

8月8日(日)7:00~9:30

※詳しくはホームページをご覧ください。

☎☎尾道住吉会(尾道商工会議所内) ☎0848-22-2165)

☎http://www.onomichi-cci.or.jp/hanabi/

御調町 夏まつり

日時 8月15日(日)17:00~
場所 御調中央小学校、商店街、
クロスロードみつぎほか

内容 踊り自慢コンテスト、有名人によるライブイベント、パレードほか

☎尾道しまなみ商工会御調支所
(☎0848-76-0282)



天神祭(御袖天満宮)

日時 7月16日(金)~18日(日)

16日18:00~御神輿巡行

17日17:00~大福引・大道芸

18日14:00~御神輿巡行

19:30~勇壮55段昇降



津部田住吉祭

日時 7月18日(日)19:00~

場所 津部田コミュニティセンター



水尾町の水祭り

日時 7月31日(土)17:30~21:00

(荒天時は翌日順延)

場所 水尾小路・熊野神社(久保一丁目)

内容 水細工人形の披露、くずきり等の名物販売、屋台

☎今川玉香園(☎0848-37-3766)



岩子島巖島神社管絃祭

日時 7月25日(日)19:00~

場所 岩子島巖島神社



因島水軍まつり「島まつり」

日にち 7月31日(土)

時間・内容

9:00～[因島各地]

村上水軍出陣式

10:00～[因島水軍城周辺]

先人感謝祭、跳楽舞、水軍陣太鼓

18:00～[因島土生商店街周辺]

島まつりパレード



因島水軍まつり実行委員会(☎0845-26-6212)

●因島水軍まつり20回記念事業 海上自衛隊呉音楽隊記念演奏会

日にち 8月8日(日)13:30開演

(12:30開場)

場所 因島市民会館

臨時駐車場 因島総合支所、因島南中学校、旧土生中学校

入場料 無料

申込方法 7月30日(金)までに「名前、年齢、性別、職業」を記入した往復はがきで申込、または入場券の配布(因島総合支所しまおこし課、御調・向島・瀬戸田各支所、因島各公民館、自衛隊広島地方協力本部尾道出張所、ITMツーリスト)

〒722-2391 尾道市因島土生町2477-16 因島水軍まつり実行委員会記念演奏部会事務局(ユニバーサル造船因島労働組合内 ☎0845-22-0084)



宮島さん協賛 いんのしま水軍花火大会

日時 7月31日(土)20:30～21:00

※荒天時は翌日順延

場所 土生港周辺

因島のしま水軍花火大会実行委員会
(☎0845-26-6212)

運営本部[当日9:00～22:00(☎080-4032-3921)]
[当日14:00～19:00(☎0845-22-0032)]



小早を体験してみませんか

因島村上水軍が使っていた伝令船「小早」に乗船し、海上で櫂を漕ぐ体験ができます。

日時 7月18日～8月22日の日曜

12:30～14:30(7月18日のみ10:30～12:30)

※悪天候等の場合は中止

場所 しまなみビーチ(因島大浜町)

内容 1回15分程度

参加料 無料

申込方法 当日受付



因島しまなみビーチ

(期間中 ☎0845-24-2513)

因島水軍まつり実行委員会(☎0845-26-6212)

CYCLE MODELしまなみ アイランドライド2010

～走れば、全てが絶景。～ **参加者募集中!**

今年は、上級者向けの「水軍200コース」から、入門者向け「ガイドツアー60コース」までの計4コースを設定しています。

自転車では味わうことのできない多島美の景色や自転車仲間との交流など、しまなみサイクリングの魅力を存分に味わってみませんか。

応募方法 9月7日(火)までに、参加申込チラシまたはホームページで申込(定員になり次第締切)

※料金など、詳しくはホームページをご覧ください。

観光課(☎0848-25-7184)

サイクルモード事務局(☎06-6947-0284)

http://www.tv-osaka.co.jp/shimanami2010/

■プレイベント

日にち 10月9日(土)

場所 市役所南駐車場、公会堂

内容 ステージイベント、
試乗会、飲食屋台村など



■本大会(サイクリングデー ※大会参加者のみ)

日にち 10月10日(日)

場所 しまなみ海道沿線

コース

「水軍200コース」

向島運動公園⇨今治市糸山公園(往復)

「多々羅130コース」

向島運動公園⇨大三島(周回)

「くるしま90コース」

今治市糸山公園⇨向島運動公園(糸山公園まではバスで移動)

「ガイドツアー60コース」

大三島「宮浦港」⇨向島運動公園(宮浦港まではフェリーで移動)



第4回全国やきとリンピックin今治

～日本一を賭け、全国の味自慢が「焼き鳥の街今治」に集結!～

北は北海道から南は沖縄まで、名物焼き鳥が大集合。

全国の焼き鳥腕自慢が、その味と技を競います。

期間 8月7日(土)～8日(日) ※第13回今治市民のまつり「おんまく」併催

場所 今治港特設会場(今治市片原町五丁目)

因島今治市商工労政課(☎0898-36-1540)



尾道大学のさらなる飛躍に向けて③

平成24年4月(予定)尾道大学の法人化を目指します

「法人化によって大学はどのように変わるの?」といった皆さんの疑問にお答えします。

Q 広報おのみち5月号で法人化の目的の1つに「中期目標や中期計画の策定により、大学の方向性が明確になる」とありましたが、「中期目標、中期計画」とはどのようなものですか。

A 中期目標とは、法人が6年間で達成しなければならない大学運営の目標のことで、法人の意見に十分配慮したうえで、議会の議決を経て、市長が定めます。

中期目標で必ず定めることになっている事項

教育研究の質の向上

財務内容の改善

業務運営の改善・効率化

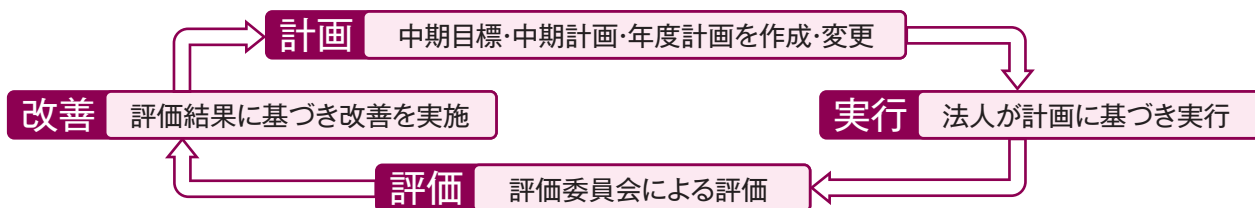
教育研究、組織運営について自己点検・評価、情報公開

その他業務運営に関する重要事項

中期計画とは、市長が定めた中期目標を達成するために法人が作成する6年単位の具体的な計画のことです。法人は、中期計画を実施するための1年単位の計画(年度計画)も作成し、これらに基づいて計画的に事業展開を行うことになり、教職員の目的意識の向上が図られます。

計画期間が終了した時は、尾道市の附属機関である評価委員会の業績評価を受けることになっており、この評価結果を業務に反映させることで、教育研究の質的向上が図られます。

これらは、いずれも公表することになっており、透明性の高い仕組みにより法人は運営されます。



尾道大学の紹介①

～60年以上の歴史があります～

昭和21年3月 尾道市立女子専門学校設置認可

昭和25年3月 学制改革により、尾道短期大学に改称

平成13年4月 短期大学を改組転換して四年制の尾道大学を開学

平成17年4月 大学院修士課程を設置

現在、2学部3学科の上に、大学院3研究科の修士課程が設けられ、学部生と大学院生を含む1,397人の学生が在学しています。(平成22年5月1日現在)

大学	経済情報学部	経済情報学科
	芸術文化学部	日本文学科 美術学科
大学院	経済情報研究科	日本文学研究科 美術研究科

問い合わせ先 尾道大学法人化準備室(☎0848-25-7200 ㊚0848-37-2740)

✉daigaku-hojin@city.onomichi.hiroshima.jp

尾道大学オープンキャンパス

大学の教育方針、入試情報、キャンパスライフ情報など、知りたいことが分かります。

日時 8月10日(火) 9:30～16:00 場所 尾道大学(久山田町1600)

- 内容
- ◆経済情報学部経済情報学科(説明会10:00～、模擬講義11:30～)
 - ◆芸術文化学部日本文学科(説明会10:00～、模擬講義12:45～)
 - ◆芸術文化学部美術学科(説明会13:00～、作品展示・工房見学10:00～)
 - ◆共通 学内見学、相談コーナー、コンピュータ講座、和本展示
尾道白樺美術館[尾道大学]授業作品見学

※申込不要。当日、直接会場にお越しください。

問い合わせ先 尾道大学事務局(☎0848-22-8311)

🌐<http://www.onomichi-u.ac.jp/>



固定資産税減額措置の適用期限が延長されました

既存の住宅に次の改修工事を施した場合における固定資産税減額の適用期限が、平成22年3月31日から平成25年3月31日まで延長されました。

この減額を受けるためには、改修後3カ月以内に関係書類を添えて、市へ申告していただく必要があります。

1.住宅のバリアフリー改修

既存の住宅に高齢者等の居住の安全性および介助の容易性の向上に役立つ一定のバリアフリー改修工事が行われた場合、次の要件に該当すれば、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税が減額されます。

対象家屋	平成19年1月1日以前から所在している住宅(賃貸住宅を除く)
居住者	次のいずれかの人が居住していること ①65歳以上の人 ②要介護認定または要支援認定を受けている人 ③障害者
対象工事	補助金等を除く自己負担額が30万円以上のもの 次の改修工事に該当するもの ①廊下の拡幅②階段勾配の緩和③浴室の改良④便所の改良⑤手すりの取付⑥床の段差解消⑦引き戸への取替⑧床表面のすべり止め化
減額期間	工事が完了した年の翌年度分(1年間)
減額内容	改修家屋に係る固定資産税の3分の1を減額(ただし、1戸当たり100㎡相当分まで)
提出書類	◇バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書◇工事費明細書の写し◇改修工事の領収書の写し◇被保険者証、その他居住者要件が確認できるものの写し◇改修箇所の図面および写真(改修前・後)◇補助金等の支給および交付決定通知書の写し◇改修工事完了後3カ月以内に申告できない場合は、その理由書

2.住宅の省エネ改修

既存の住宅に一定の省エネ改修工事が行われた場合、次の要件に該当すれば、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税が減額されます。

対象家屋	平成20年1月1日以前から所在している住宅(賃貸住宅を除く)
対象工事	次の①から④の工事(外気等と接するものの工事に限る) ①窓の改修工事 ②窓の改修と併せて行う床の断熱改修工事 ③窓の改修と併せて行う天井の断熱改修工事 ④窓の改修と併せて行う壁の断熱改修工事 ※①の工事は、必ず行うこと。工事に要する費用が30万円以上であること ※工事による改修部位が、現行の省エネ基準に新たに適合することになること
減額期間	工事が完了した年の翌年度分(1年間)
減額内容	改修家屋に係る固定資産税の3分の1を減額(ただし、1戸当たり120㎡相当分まで)
提出書類	◇省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書◇建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行する証明書◇改修工事の内容および費用を証明する書類(工事明細書の写しおよび領収書の写し等)◇納税義務者の住民票の写し(市内在住の場合は省略可)◇改修工事完了後3カ月以内に申告できない場合は、その理由書

この他に、認定長期優良住宅や住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置もあります。

問い合わせ先 資産税課家屋係(☎0848-25-7164) 因島瀬戸田税務課資産税係(☎0845-26-6228)

7月は“社会を明るくする運動”“青少年の非行・被害防止全国強調月間”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～にご理解・ご支援を!

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

昨今失われつつある社会的連帯感を回復し、家庭、学校、職場および地域社会が一体となって犯罪を誘発しない環境づくりを行うとともに、罪を犯した人や非行に陥った人たちの立ち直りを支援するため、地域に根

差した幅広い活動を展開していく必要があります。
ご理解、ご協力をお願いします。

統一標語

「それはだめ」言える気持ちと すなおな心

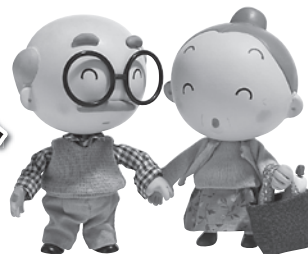
“社会を明るくする運動”“青少年の非行・被害防止全国強調月間”

尾道市地区推進委員会

問い合わせ先 社会福祉課(☎0848-25-7123)

青少年センター(☎0848-37-8744)

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ



① 保険証(被保険者証)は、毎年8月1日から変わります

- ◆ 新しい保険証は橙色です。7月23日(金)以降に、普通郵便で広島県後期高齢者医療広域連合からお届けする予定です。8月になっても保険証が届かない時は、ご連絡ください。
- ◆ 平成22年8月1日(日)以降に病院へ行く際には、病院の窓口へ必ず新しい保険証を提示してください。
- ◆ お手元にある水色の保険証(有効期限:平成22年7月31日)は、ご自分で廃棄してください。なお、市役所保険年金課や各支所(御調は御調保健福祉センター)の担当窓口へお返しいただくこともできます。
- 病院等の窓口で支払う一部負担金の割合
後期高齢者医療制度の保険証(被保険者証)の負担割合は、毎年8月1日に前年の所得状況により、1割または3割の判定を行います。

○ 負担割合の判定基準は次のとおりです。

ア. 同一世帯の被保険者において

市民税課税標準額の金額	負担割合
145万円以上	3割
145万円未満	1割

申請により

イ. 同一世帯の被保険者および70歳以上の世帯員において

収入の合計が		負担割合
複数世帯:520万円以上	単身世帯:383万円以上	3割
複数世帯:520万円未満	単身世帯:383万円未満	1割
単身世帯の383万円以上で他に70~74歳の人がいる世帯:520万円未満		

※ 単身世帯とは同一世帯の被保険者が一人の世帯、複数世帯とは同一世帯に被保険者が2人以上いる世帯です。
※ 課税標準額とは、地方税法上の扶養控除など各種控除後の「所得」のことです。収入とは「市民税の課税所得額の計算上収入金額とすべき収入」のことです。

【例】平成22年8月~平成23年7月の判定…平成21年中(1月~12月)の収入であり、平成22年1月1日の属する年度の地方税の規定による市民税の課税所得額の計算上、収入額とすべき金額。事業・不動産などの収入も含む。

※ 実線の矢印は、申請により負担割合が変更となることを示しています。

② 負担区分の申請手続き(基準収入額適用申請)

課税標準額による負担区分が「3割」の人でも、平成21年中の収入の合計額が一定額に満たない場合は、申請により「1割」になる人がいます。該当すると思われる人には、6月中旬に申請手続きの案内を送付しています。

上の表で「課税標準額」または「収入額」をご確認のうえ、該当すると思われる人で案内が届かない場合等は、お問い合わせください。

申請に必要なもの

保険証、印鑑(シャチハタは不可)、対象者の収入がわかるもの(確定申告書の写し、源泉徴収票など)

③ 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新(入院時食事負担等減額)

市民税非課税世帯(認定証へ「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」を表示)の人が入院した時、医療機関に減額認定証を提示すると入院時の自己負担限度額と食事代等が減額されます。今までに後期高齢者医療の減額認定証の申請をしている人で、22年度も引き続き市民税非課税世帯に属する人へは、新しい減額認定証(古い認定証と同じ色)を保険証に同封して、普通郵便でお届けしますので手続きは不要です。

まだ申請していない人で、減額認定証が必要な人は、随時受け付けていますので、保険証・印鑑を持参のうえ申請してください。

※ 低所得者Ⅱの人で長期入院に該当する人は、別途申請が必要です。

長期入院に該当する人は、後期高齢者医療の減額認定証で低所得者Ⅱの認定後12カ月以内の期間(低所得者Ⅱの認定後の期間に限る)での入院日数が90日を超えた場合に、食事の負担額が更に減額となりますので、再度申請を行ってください。

市民税非課税世帯で低所得者Ⅱの減額認定証をお届けする人で、長期入院に該当すると思われる人は、医療機関が発行した領収書など入院日数が確認できるものを持参して、7月30日(金)までに保険年金課または各支所(御調は御調保健福祉センター)で申請してください。

問い合わせ先 保険年金課申請給付係(☎0848-25-7135) 広島県後期高齢者医療広域連合(☎082-502-3010)

介護保険負担限度額認定の更新手続きはお済みですか

介護保険負担限度額認定とは、所得が少ない人の施設利用が困難とならないように、本来は全額自己負担である「居住費」と「食費」に限度額を設けた制度です。「介護保険負担限度額認定証(若竹(緑)色)」をお持ちの人は、有効期間が「6月30日」で切れていますので、更新申請をしてください。

対象者は、要介護・要支援認定を受けている人で、市町村民税が非課税の世帯に属する人または生活保護受給者のいずれかに該当する人です。

資格要件を満たしている人には、認定期間が「平成22年7月1日から平成23年6月30日」までの「新認定証(紫色)」を7月中旬頃発行します。ご利用の施設に被保険者証とともに提示してください。

申請に必要なもの 印鑑、介護保険負担限度額認定証(若竹(緑)色)

提出期限 7月22日(木)

※資格要件を満たしている人で、8月1日以降に申請があった場合の認定期間は申請月の初日から平成23年6月30日までとなります。

問い合わせ先

高齢者福祉課介護認定給付係(☎0848-25-7118)
因島福祉課福祉係 (☎0845-26-6221)

住民基本台帳カードを取得しませんか

市役所や金融機関等の各種手続きで、本人確認書類の提示が必要になっています。顔写真付の本人確認書類をお持ちでない人、運転免許証を返納した人は、市が発行する顔写真付き住民基本台帳カードをおすすめします。

申請に必要なもの 写真(縦4.5cm×横3.5cm。正面無帽無背景で6カ月以内に撮影されたもの)、代理人申請の場合、委任状が必要になります。

※住民基本台帳カードは即日交付できません。受け取りは原則本人です。

※手数料は500円で10年間有効です。

※申請は本庁および各支所ですが、交付は本庁市民課・因島総合支所市民生活課・御調支所住民課・向島支所住民福祉課・瀬戸田支所住民福祉課になります。

詳しくは、市民課へお問い合わせください。

問い合わせ先

市民課住民係
(☎0848-25-7102)



国民年金保険料の納付に困ったら

国民年金は、20歳から60歳まで加入して保険料を納めることが必要です。保険料を未納のままにすると、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。所得が少なく保険料を納めることが難しい場合は、申請をして承認されれば、保険料納付が免除・猶予される制度があります。市役所または最寄りの支所で手続きをしてください。

免除の種類	納付金額(月額)
全額免除	全額免除
4分の3免除(4分の1納付)	3,780円
半額免除(半額納付)	7,550円
4分の1免除(4分の3納付)	11,330円
若年者納付猶予(学生を除く30歳未満の人)	全額猶予

※4分の3免除、4分の1免除および半額免除は、納付すべき保険料を納付しないと、その期間は未納扱いとなります。

※申請免除の場合は、本人のほか配偶者・世帯主の前年の所得(若年者納付猶予は本人および配偶者の前年所得)が基準額以内であることが必要です。

※所得が免除の基準を超えていても、失業や災害等により保険料を納付することが困難と認められるときは免除される場合があります。

※申請は毎年必要で(継続審査対象者を除く)免除を受けられる期間は7月～翌年6月です。

※免除・猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるための資格期間には含まれ、受け取る年金額の計算にも納付期間に応じ一定額が算入(若年者納付猶予を除く)されます。

免除・納付猶予の対象となる所得(総収入から必要経費を差し引いた金額)のめやす

世帯員数	全額免除 納付猶予	4分の3 免除	半額 免除	4分の1 免除
4人世帯:夫婦・子2人	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯:夫婦のみ	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

申請に必要なもの 年金手帳または基礎年金番号通知書、印鑑(代理人が手続きする場合)※退職(失業)した人が申請を行うときは、離職票または雇用保険受給資格者証が別途必要となる場合があります。

◎老齢基礎年金が減額されないよう、保険料を追納しましょう。免除期間分の保険料は10年以内であれば後から納めること(追納)ができます。ただし、免除された年度から2年を経過した場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。追納すれば、当時納めていたのと同じ扱いになり、老後の年金を満額に近づけることができます。

問い合わせ先 保険年金課(☎0848-25-7135)

申請してください

国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

現在交付されている「国民健康保険限度額適用認定証(市民税が非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)」の有効期限は7月31日(土)です。引き続き認定を希望する人は、再度申請してください。

また、現在入院している人、これから入院する人も、医療機関の窓口でその所得区分に応じた自己負担限度額を適用するためには、「限度額適用認定証(市民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)」が必要になりますので、申請してください。非課税世帯の人は食事代も減額になります。

ただし、保険料を滞納していると認定証を交付できない場合があります。

申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証、印鑑(シャチハタは不可)、認定証(現在お持ちの人)

※区分「C」または「II」の認定後、12カ月以内の期間での入院日数が90日を越えた場合、食事代がさらに減額になります。該当すると思われる人は、入院日数が確認できる書類(領収書、入院証明書など)を持参してください。

申請受付 8月2日(月)から受付開始

※初めて申請する場合は、入院する月の月末までに申請してください。

申請場所 保険年金課申請給付係または各支所(御調は御調保健福祉センター)

問い合わせ先

保険年金課申請給付係 ☎0848-25-7142

因島福祉課保険年金係 ☎0845-26-6218

●70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

所得区分	3回までの限度額	4回目以降の限度額(※2)
上位所得者世帯(※1) A	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般世帯 B	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
市民税非課税世帯C	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯。所得の申告がない場合も上位所得者とみなします。

※2 過去12カ月の間に一つの世帯での自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降の限度額。

●70~74歳の人の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来の限度額(個人単位)	外来+入院の限度額(世帯単位)	
現役並み所得者世帯	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	4回目以降(※3) 44,400円
一般世帯(現役並み所得者以外の市民税課税世帯)	12,000円	44,400円	
低所得者II	8,000円	24,600円	認定証の提示必要
低所得者I	8,000円	15,000円	認定証の提示必要

※3 過去12カ月の間に一つの世帯での自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降の限度額。

70~74歳の人は、入院時の一医療機関の窓口での支払は、高齢受給者証の提示により自己負担限度額までです。

ただし、低所得者I・IIの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示しないと、一般世帯の自己負担限度額までの支払になり、食事代も減額になりませんので、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。

地域包括支援センターだより

その3 尾道市西部地域包括支援センター (☎0848-21-1262)

尾道市西部地域包括支援センターは、総合福祉センター南側の「介護事業所」という建物の中にあります。4・5月から新しい職員も入り、フレッシュな雰囲気です。担当地域は、尾道市の西部(※下記参照)です。高齢者が住み慣れた地域で出来る限り生活していけるよう、総合相談の窓口として、さまざまな相談を受け、医療機関、民生委員、地域の皆さん、サービス事業者等と連携を図りながら支援しています。

その他、ふれあいサロンや地域の集会所などで介護予防講座を行っています。(運動や膝痛、認知症、口腔ケア、栄養等さまざまな講座を開催しています。)

職員は総勢6人います。電話・訪問での相談も受け付けています。何か困り事があれば、気軽にご相談ください。

※[担当地域]新浜一・二丁目、吉浦町、古浜町、手崎町、正徳町、東元町、吉和西元町、福地町、沖側町、神田町、吉和町、栗原東一・二丁目、栗原西一・二丁目、栗原町、東則末町、西則末町、桜町、門田町、久山田町



食中毒にならないワンポイントアドバイス



- ① 手洗いをきちんとしましょう
- ② 食べ物は早めに処理しましょう
- ③ 冷蔵庫は魔法の箱ではありません(詰めすぎないようにしましょう)

医療費受給者証を更新します

「ひとり親家庭等」「重度心身障害者」の医療費受給者証は7月31日(土)で期限切れになります。該当者には新しい受給者証を送付しますので、8月1日(日)からはその受給者証で受診してください。

なお、この制度には所得制限があります。次の医療費受給制度に該当する人で、現在受給者証をお持ちでない人は、各担当窓口までご相談ください。

県制度によるひとり親家庭等・重度心身障害者の医療受給制度

●ひとり親家庭等医療

保険診療の自己負担分のうち、一部負担金を除いた部分を助成します。

一部負担金は医療機関ごとに1日500円〔入院月14日まで・通院月4日まで〕です。

対象 18歳になった最初の3月31日までの児童を扶養している配偶者のいない人とその児童および父母のない児童

ひとり親家庭等およびそれと生計を一にする扶養義務者が前年の所得に所得税が課されていない場合に限ります。

現在受給中の人は更新の申請が必要です。有効期限までに申請をされない場合は、申請日以降からの資格取得になりますので、ご注意ください。

問い合わせ先

子育て支援課児童福祉係(☎0848-25-7113)

●重度心身障害者医療

保険診療の自己負担分のうち、一部負担金を除いた部分を助成します。

一部負担金は医療機関ごとに1日200円〔入院月14日まで・通院月4日まで〕です。

対象 身体障害者手帳(1級、2級、3級)または療育手帳(㊤、A、㊦)の交付を受けている人

※所得制限があります。

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉係(☎0848-25-7125)

8月1日から

父子家庭の父も 児童扶養手当の 支給対象となります



父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳到達後最初の3月31日まで、概ね中度以上の障害がある児童は20歳未満まで)を養育している人に対して、生活の激変を緩和し、家庭生活の安定と自立を促進するために支給される手当です。

次の①から⑤のいずれかに該当する児童について、父がその児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

①父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童②母が死亡した児童③母が一定程度の障害の状態にある児童④母の生死が明らかでない児童⑤その他(母が1年以上遺棄している児童、母が1年以上拘禁されている児童等)

手当額(月額)

月額	全部支給	一部支給
	41,720円	41,710円~9,850円
第2子加算額		5,000円
第3子以降加算額		3,000円

○「一部支給」の額は所得に応じて10円刻みの額となります。

○所得が一定以上ある場合や公的年金をうけられる場

合等は支給されません。また、本人の所得、同居している扶養義務者等の所得により、手当の一部または全部が停止となる場合があります。

父子家庭の方の請求方法

児童扶養手当を受給するためには、申請(認定請求)が必要です。

申請する人によって必要書類等が異なりますので、事前に本人確認書類を提示のうえ、窓口でお尋ねください。事情をお聞きしたうえで、申請の手続きや必要書類などをお知らせします。

申請の時期については次のとおりです。

○すでに父子家庭としての支給要件に該当している人は、8月1日(日)より前でも申請ができます。

○11月30日(火)までに申請すると、次のとおりとなります。

◇7月31日までに支給要件に該当している人

→11月30日までに申請すれば「8月分」から支給されます。

◇8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した人

→11月30日までに申請をすれば「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※8月~11月分が支給されるのは12月です。

○11月30日を過ぎると「申請の翌月」からの支給になりますので、事前相談のうえ、11月30日(火)までに手続きをしてください。

問い合わせ先 子育て支援課(☎0848-25-7113)

因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6210)

御調支所住民課 (☎0848-76-2136)

向島支所住民福祉課 (☎0848-44-0111)

瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)

健康 コーナー



このマークがついている行事は、けんこうウエルカムキャンペーンのポイントになります。ポイントを集めて応募すれば抽選で商品が当たります。詳しくは、11頁をご覧ください。



市内各センターで実施する4カ月児・1歳6カ月児・3歳児健康診査については、個別通知します。健診日の1週間前までに通知がない場合は、ご連絡ください。

●母子健康手帳を交付します
時間 8:30~12:00、13:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

場所 健康推進課(総合福祉センター1階)、子育て支援課、因島保健センター、因島総合支所因島福祉課、各支所(向島・浦崎・向東・百島)、御調保健福祉センター、瀬戸田福祉保健センター

●健康手帳を使って健康づくりを!
健康診査の結果や血圧・体重などの健康記録が記入できる手帳です。希望者には下記の場所で配布します。

対象 40歳以上の市民
場所 健康推進課、因島保健センター、御調保健福祉センター、瀬戸田福祉保健センター、向島支所



献血

日にち	場所	受付時間
7/16(金)	東生口公民館	9:15~10:45
7/16(金)	大浜公民館	14:30~16:00
7/20(火)	尾道市役所	10:00~11:30
		12:30~15:30
7/24(土)	フジグラン尾道店	10:00~11:30
		12:30~15:30
8/5(木)	JA尾道市向東支所	10:00~11:30
		12:30~15:30

問い合わせ先 尾道市公衆衛生推進協議会
(☎0848-24-1177)

広島県東部保健所での相談(要申込)

B型・C型肝炎ウイルス検査

◇第2・4水曜日※検査無料

HIV抗体検査と相談

◇第2・4水曜日
※検査無料・匿名受付。電話相談は随時

アレルギー疾患相談

◇第3火曜日 13:30~15:30

内容 生活・栄養・歯科相談

持参物 お子さんの場合母子健康手帳

精神保健福祉相談

◇7月21日(水)13:30~15:30

相談医 精神科病院専門医師

場所・予約・問い合わせ先

広島県東部保健所保健課
(☎0848-25-2011)

尾道地域(向島を含む)での健診・相談など

健康推進課 ☎0848-24-1960
☎0848-24-1966
✉kenko@city.onomichi.hiroshima.jp

●4カ月児健康診査(個別通知あり)

◇7月28日(水)・29日(木)
対象 平成22年3月生まれ

場所 総合福祉センター

●1歳6カ月健康診査(個別通知あり)

◇8月11日(水)・12日(木)
対象 平成21年1月生まれ

場所 総合福祉センター

●3歳児健康診査(個別通知あり)

◇8月4日(水)・5日(木)
対象 平成19年3月生まれ

場所 総合福祉センター

●乳児健康相談

◇7月27日(火)受付10:00~11:00

場所 サンボル尾道(向東町)

●離乳食講習会(要申込)

◇8月13日(金)
受付10:00~11:00、13:30~14:30

場所 東部公民館南分館(高須町)

対象 1歳までの児

持参物 母子健康手帳

●離乳食講習会(要申込)

◇7月26日(月)
10:30~12:15(受付10:10~)

場所 総合福祉センター

持参物 母子健康手帳、筆記用具、エプロン、三角布、マスク

内容 簡単な調理実習、保育あり(定員18人)

※調理室改修工事のため8月の講習会は中止します。次回は9月24日(金)予定です。

●心の相談(1週間前までに要申込)

◇7月22日(木)13:30~16:30

場所 総合福祉センター

担当 精神保健カウンセラー

●成人健康相談

◇7月20日(火)9:30~11:00

場所 市役所3階第1会議室

◇8月6日(金)9:30~11:00

場所 尾道市民センターむかいしま

2階大研修室

内容 血圧・体脂肪・骨密度測定、生活習慣病・健康づくりのための運動実践相談、栄養相談

持参物 血圧手帳、健康手帳

因島・瀬戸田地域での健診・相談など

因島保健センター ☎0845-22-0123

因島地区

※場所の記載がない場合は、いずれも因島保健センター

●4カ月児健康診査(個別通知あり)

◇8月5日(木)

対象 平成22年3月19日~4月30日生まれ

●乳児健康相談

◇7月28日(水)

対象・受付時間

概ね8カ月~12カ月の児 9:30~10:00

概ね0カ月~7カ月の児 13:20~13:40

持参物 母子健康手帳、バスタオル

●健康相談

◇8月3日(火)9:30~10:30

内容 骨密度・体脂肪・血圧・身体測定、保健師・栄養士個別指導相談

●心の健康相談(1週間前までに要申込)

◇7月23日(金)13:30~16:30

担当 大畠静香さん(小泉病院精神保健福祉士)

瀬戸田地区

※場所はいずれも瀬戸田福祉保健センター

●乳児健康相談

◇8月10日(火)受付9:30~9:40

対象 概ね1歳までの児

持参物 母子健康手帳、バスタオル

●健康相談

◇8月10日(火)13:30~15:00

内容 骨密度・体脂肪・血圧・身体測定、保健師・栄養士個別指導相談

御調地域での健診・相談など

御調保健福祉センター ☎0848-76-2235

※場所はいずれも御調保健福祉センター

●乳児健康相談

◇8月3日(火)受付13:30~14:30

対象 3~4カ月、6~7カ月、9~10カ月児、1歳の乳児(平成22年3月~4月生まれには個別通知あり)

持参物 母子健康手帳

●もの忘れ何でも相談室(要申込)

◇8月19日(木)13:30~15:00

内容 認知症状を有する人を在宅で介護している家族、もの忘れ・認知症等について悩みを抱えている人への個別相談

(※申込・問い合わせは、尾道市北部地域包括支援センター(☎0848-76-2495)へ)

市民病院では7月1日から 肝臓専門外来をはじめました

肝臓についての専門的な診療、指導、相談に応じています

診察日時

木曜日 14:00~16:00(予約制)

担当医師

中井 肇(外科)

河合良成(消化器科)

申込・問い合わせ先

市民病院地域医療連携室

(☎0848-47-1170)

けんこうウェルカムキャンペーン

始まっています!



健康づくりで素敵な賞品が抽選で当たったり、クオカードがもらえたりするキャンペーンに参加してみませんか。参加方法は、次のとおりです。

①キャンペーン用紙を手に入れる。

広報おのみち5月号に折込しています。市内各保健センター、各支所にも置いています。詳しい情報は、そのキャンペーン用紙をご覧ください。

②キャンペーン用紙の下部分を切り取り、自分のポイントカードを作る。

まず、名前・住所・電話番号と「わたしの健康宣言」を記入してください。

「わたしの健康宣言」は、自分の健康維持・増進のために取り組みたい事を一つ決めて(例えば「週に3回、5千歩以上歩く」「休肝日を週2回つくる」など)を記入します。この結果次第では、最高5ポイントのヘルスポイントを獲得できます。(自己評価)

③ヘルスポイントを獲得する。

◎健診を受けて、受診日と受診場所を自分で記入してください。

特定健診受診は高ポイントになっています。医療機関にシールやスタンプはありません。健診受診の確認は、ポイントカード提出後に健康推進課で行います。市の健診以外の健診を受診した場合は、受診結果をカード提出時に確認します。

◎健康づくり関連行事に参加して、ポイントシールをもらってポイントカードに張ってください。

キャンペーン該当行事は、広報おのみちの記事にキャンペーンのマークをつけています。

また、健康づくり情報メールでもお知らせしています。登録メールアドレス「cfm@io.dataeast.jp」、件名「o-kenko」で空メールを送信し登録してください。詳しくは、キャンペーン用紙に記載しています。

問い合わせ先 健康推進課(☎0848-24-1962) 公衆衛生推進協議会(☎0848-24-1177)

美ノ郷町、木ノ庄町、原田町、御調町の皆さんへ

第2回介護予防のための「基本チェックリスト」の配布・回収事業を行っています

平成21年度から3年間の国のモデル事業として、本年度(3年継続の中間年)も「基本チェックリスト」の配布・回収事業を実施しています。

この事業は、高齢者の健康実態を把握し、より効果的な介護予防事業に資するために行うものです。

対象 平成22年4月1日現在65歳以上で、美ノ郷町・木ノ庄町・原田町・御調町に平成22年5月20日現在在住の人

※ただし、要介護認定を受けている人(要支援・要介護者)および昨年度に介護予防が必要な特定高齢者と決定された人は除きます。

回収時期 7月末

内容 届きました「基本チェックリスト」の該当項目に記入のうえ、同封の返信用封筒にて返送してください。

問い合わせ先 高齢者福祉課(☎0848-25-7137)

尾道市北部地域包括支援センター(☎0848-76-2495)

原爆被爆者二世の健康診断

対象 両親のいずれかが原子爆弾被爆者である人(広島被爆:昭和21年6月1日以降に生まれた人、長崎被爆:昭和21年6月4日以降に生まれた人)

申込方法 市役所社会福祉課、各支所にある専用はがきで県庁被爆者対策課へ申込
※県庁ホームページ(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)から電子申請も可

申込期限 平成23年1月14日(金)

実施期間 7月12日(月)～平成23年2月28日(月)
※精密検査は平成23年3月10日(木)まで

検査費用 無料

※詳しくは、市役所社会福祉課、各支所にあるリーフレットをご覧ください。

問い合わせ先

社会福祉課(☎0848-25-7123)

当番医 診療時間 午前9時～午後5時(時間厳守) 尾道市医師会	月日	内科系	小児科系	外科	当番医 診療時間 午前9時～午後1時(時間厳守) 尾道市歯科医師会	歯科
	7月18日	村上記念病院(内) 新浜1 ☎22-3131	藤本医院(内・小) 栗原 ☎23-2424	正岡外科胃腸科医院(外) 栗原西1 ☎23-5255		田中第二歯科 栗原 ☎24-2888
19日	松本内科胃腸科医院(内) 向東 ☎45-2277	西医院(内・小) 手崎 ☎23-2437	上野整形外科(外) 高須 ☎46-0080	檀上歯科医院 浦崎 ☎73-3025		
25日	加納内科消化器科(内) 高須 ☎47-3200	板阪内科小児科医院(内・小) 西久保 ☎37-3803	にしがき脳神経外科医院(外) 新浜1 ☎20-0802	中尾歯科医院 十四日元 ☎37-2067		
8月1日	高原内科循環器科(内) 向島 ☎45-2881	久山内科医院(内・小) 久保2 ☎37-3134	坂上整形外科クリニック(外) 向東 ☎45-3800	中司歯科医院 向東 ☎44-7078		
8日	丸谷循環器科内科医院(内) 高須 ☎46-7755	かなもと医院(小・内) 門田 ☎23-4677	徳毛外科医院(外) 新浜1 ☎25-2233	鍋島歯科医院 土堂1 ☎22-2878		
14日	木曾病院(内) 神田 ☎23-5858	宇根クリニック(小・内) 高須 ☎47-4111	木曾病院(外) 神田 ☎23-5858	古川歯科医院 美ノ郷 ☎48-2666		

※市外局番はいずれも「0848」です。

※変更になることがありますので、尾道市消防局(☎0848-55-0119)または当番医へ受診前に電話でご確認ください。

※因島地区については、「因島医師会病院(因島中庄町 ☎0845-24-1210)」がすべての休日に対応します。

※瀬戸田地区については、お知らせカレンダーをご参照ください。